特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
7	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院に係る費用の徴収に関する事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院に係る費用の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

神奈川県知事

公表日

令和8年6月3日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院に係る費用の徴収に関する事務
②事務の概要	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第31条の規定に基づき、措置入院者又はその扶養義務者が入院に要する費用を負担することができると認めたときは、その費用の全部又は一部を徴収する。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 　費用徴収額の決定に係る関係情報の照会
③システムの名称	診察台帳・措置台帳入出力システム

2. 特定個人情報ファイル名
診察台帳ファイル　・　措置台帳ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法別表22の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第14条第1号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表40の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	神奈川県精神保健福祉センター
②所属長の役職名	所長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課　横浜市中区日本大通1　045-210-3714 神奈川県精神保健福祉センター　横浜市港南区芹が谷2-5-2　045-821-8822

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	神奈川県精神保健福祉センター　横浜市港南区芹が谷2-5-2　045-821-8822

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月30日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月30日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない（入手） []接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・対象者からは当該事務に必要のない情報を入手することがないよう、申請書様式において手続きに必要な項目のみを記入するよう留意事項を記載している。 ・収受した特定個人情報は事務取扱担当者のみ取り扱える。 ・特定個人情報が含まれる書類の郵送する際は宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、事務取扱担当者間でダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できるキャビネットに保管することを徹底し、鍵は事務取扱担当者で管理している。 　これらの対策を講じていることから、人為的なミスが発生するリスクの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［ ○ ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・当センターでは番号法別表第14条第1号の事務を円滑に処理するために、特定個人情報を含むデータファイルとしてMicrosoft Excelにより措置入院者費用負担認定台帳(以下、「台帳」という。)を作成し、これ以外にはデータファイルは作成していない。有事に備え、台帳は定期的にバックアップを保管している。 ・事務取扱担当者は特定個人情報等の適切な管理のために情報システムの管理、運用、及びセキュリティ対策に関しての教育研修を受講する。 ・取扱事務担当者以外の者が収受した情報を容易に見ることができないよう、座席の配置を端にする。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できるキャビネットに保管することを徹底し、鍵は事務取扱担当者で管理している。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい、滅失、毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	7. 特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	神奈川県政策局情報企画部情報公開課	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課	事後	組織再編
平成28年6月30日	Ⅰしきい値判断 1.対象人数	平成27年2月28日時点	平成28年6月30日時点	事後	時点修正
平成28年6月30日	Ⅰしきい値判断 2.取扱者数	平成27年2月28日時点	平成28年6月30日時点	事後	時点修正
平成30年6月22日	評価書名、事務の名称等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、仮退院の許可に関する事務	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院に係る費用の徴収に関する事務	事後	主務省令で定める事務の変更に伴う修正
平成30年6月22日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法　第9条第1項　別表第一の14の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第14条第1、2、3、5号	・番号法　第9条第1項　別表第一の14の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第14条第1号	事後	評価書の事務に関連した法令上根拠に訂正
平成30年6月25日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号　別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：56の2の項 （別表第二における情報照会の根拠） ：23の項、24の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （別表第二の主務省令における情報提供の根拠） ：第30条5号 （別表第二の主務省令における情報照会の根拠） ：第16条1、2、3号、第17条	・番号法第19条第7号　別表第二 （別表第二における情報照会の根拠） 23の項、24の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （別表第二の主務省令における情報照会の根拠） 第16条1、2、3号、第17条	事後	評価書の事務に関連した法令上の根拠に訂正
令和1年6月27日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号　別表第二 （別表第二における情報照会の根拠） 23の項、24の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （別表第二の主務省令における情報照会の根拠） 第16条1、2、3号、第17条	・番号法第19条第7号　別表第二 （別表第二における情報照会の根拠） 23の項、24の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （別表第二の主務省令における情報照会の根拠） 第16条、第17条1号、2号	事後	評価書の事務に関連した法令上の根拠に訂正
令和1年6月27日	Ⅰ　関連情報　5. 評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	神奈川県精神保健福祉センター所長　山田　正夫	所長	事後	様式改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	Ⅳリスク対策		記載のとおり	事後	様式改正
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断 1.対象人数	平成28年6月30日時点	平成31年4月19日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断 2.取扱者数	平成28年6月30日時点	平成31年4月19日時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	Ⅱしきい値判断 1.対象人数	平成31年4月19日時点	令和2年4月30日時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	Ⅱしきい値判断 2.取扱者数	平成31年4月19日時点	令和2年4月30日時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	Ⅱしきい値判断 1.対象人数	令和2年4月30日時点	令和3年4月30日時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	Ⅱしきい値判断 2.取扱者数	令和2年4月30日時点	令和3年4月30日時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号　別表第二 （別表第二における情報照会の根拠） 23の項、24の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （別表第二の主務省令における情報照会の根拠） 第16条、第17条1号、2号	・番号法第19条第8号　別表第二 （別表第二における情報照会の根拠） 23の項、24の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （別表第二の主務省令における情報照会の根拠） 第16条、第17条1号、2号	事前	評価書の事務に関連した法令上の根拠に訂正
令和4年7月8日	Ⅱしきい値判断 1.対象人数	令和3年4月30日時点	令和4年4月30日時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	Ⅱしきい値判断 2.取扱者数	令和3年4月30日時点	令和4年4月30日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	Ⅱしきい値判断 1.対象人数	令和4年4月30日時点	令和5年4月30日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	Ⅱしきい値判断 2.取扱者数	令和4年4月30日時点	令和5年4月30日時点	事後	時点修正
令和6年10月18日	Ⅱしきい値判断 1.対象人数	令和5年4月30日時点	令和6年5月4日時点	事後	時点修正
令和6年10月18日	Ⅱしきい値判断 2.取扱者数	令和5年4月30日時点	令和6年5月4日時点	事後	時点修正
令和6年10月18日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法　第9条第1項　別表第一の14の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第14条第1号	・番号利用法別表22の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第14条第1号	事後	評価書の事務に関連した法令上の根拠に訂正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月18日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号　別表第二 （別表第二における情報照会の根拠） 23の項、24の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （別表第二の主務省令における情報照会の根拠） 第16条、第17条1号、2号	・番号利用法第 19 条第8号に基づく主務省令第2条の表40の項	事後	評価書の事務に関連した法令上の根拠に訂正
令和6年10月18日	Ⅳリスク対策 8　人手を介在させる作業 11　最も優先度が高いと考えられる対策		記載のとおり	事後	様式改正
令和7年7月15日	Ⅱしきい値判断 1.対象人数	令和6年5月4日時点	令和7年4月13日時点	事後	時点修正
令和7年7月15日	Ⅱしきい値判断 2.取扱者数	令和6年5月4日時点	令和7年4月13日時点	事後	時点修正
令和8年6月3日	Ⅱしきい値判断 1.対象人数	令和7年4月13日時点	令和8年4月30日時点	事後	時点修正
令和8年6月3日	Ⅱしきい値判断 2.取扱者数	令和7年4月13日時点	令和8年4月30日時点	事後	時点修正